

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

※本新旧対照表は、入札参加者の参考として作成しているものであり、要求水準書の一部を構成するものではない。

要求水準書（令和6年5月公表版）	要求水準書（令和6年1月公表版）																		
<p>3.6.3. 計画水量</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 水利権水量（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水利権量</th> <th>参考水量（日換算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芝川水源（朧島制水槽）</td> <td>2.093m³/s</td> <td>180,800m³/日</td> </tr> <tr> <td>富士川水源（蒲原取水場）</td> <td>6.534m³/s</td> <td>564,500m³/日</td> </tr> </tbody> </table>		水利権量	参考水量（日換算）	芝川水源（朧島制水槽）	2.093m ³ /s	180,800m ³ /日	富士川水源（蒲原取水場）	6.534m ³ /s	564,500m ³ /日	<p>3.6.3. 計画水量</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 水利権水量（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水利権量</th> <th>参考水量（日換算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芝川水源（朧島制水槽）</td> <td>2.093m³/s</td> <td>180,800m³/日</td> </tr> <tr> <td>富士川水源（蒲原取水場）</td> <td>6.543m³/s</td> <td>564,500m³/日</td> </tr> </tbody> </table>		水利権量	参考水量（日換算）	芝川水源（朧島制水槽）	2.093m ³ /s	180,800m ³ /日	富士川水源（蒲原取水場）	6.543m ³ /s	564,500m ³ /日
	水利権量	参考水量（日換算）																	
芝川水源（朧島制水槽）	2.093m ³ /s	180,800m ³ /日																	
富士川水源（蒲原取水場）	6.534m ³ /s	564,500m ³ /日																	
	水利権量	参考水量（日換算）																	
芝川水源（朧島制水槽）	2.093m ³ /s	180,800m ³ /日																	
富士川水源（蒲原取水場）	6.543m ³ /s	564,500m ³ /日																	
<p>3.7.2. 引き渡し部分検査及び完了検査</p> <p>① 工事請負事業者は、施工業務着手前に詳細設計報告書を提出し、監督員の承認を受けること。また、当該提出時に部分払を請求する場合には、引き渡し部分検査を受けること。</p>	<p>3.7.2. 引き渡し部分検査及び完了検査</p> <p>① 工事請負事業者は、施工業務着手前に詳細設計報告書を提出し、監督員の確認を受けること。また、当該提出時に部分払を請求する場合には、引き渡し部分検査を受けること。</p>																		

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）

要求水準書（令和6年1月公表版）

3.12. 提出書類

3.12. 提出書類

表 3.4 設計・施工業務に係る提出書類 一覧

表 3.4 設計・施工業務に係る提出書類 一覧

区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認
施工	労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書	設計・施工請負契約の締結時 施行体制台帳の提出時		○
	<u>工事費内訳書</u>	施工業務着手前		○
	主任技術者等通知書	施工業務着手の前		○
	品質証明員通知	施工業務着手の前		○
	施工計画書	施工業務着手の前	○	
	工事工程月報	<u>当該月の翌月 10 日以内</u>		○

区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認
施工	労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書	設計・施工請負契約の締結時 施行体制台帳の提出時		○
	請負代金内訳書	施工業務着手前		○
	主任技術者等通知書	施工業務着手の前		○
	品質証明員通知	施工業務着手の前		○
	施工計画書	施工業務着手の前	○	
	工事工程月報	翌月速やかに		○

※静岡県富士川用水共用施設運営管理協定書に基づく施設の取扱い

※静岡県富士川用水共用施設運営管理協定書に基づく施設の取扱い

名称	所有者	管理者	運転・維持 管理対象
第3 予備取水施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区(富士市農政課)	静岡県企業局	○

名称	所有者	管理者	運転・維持 管理対象
第3 予備取水施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区(富士市農政課)	静岡県企業局	—

要求水準書（令和6年5月公表版）

要求水準書（令和6年1月公表版）

4.1.3. 業務内容

4.1.3. 業務内容

表 4.5 運転・維持管理業務一覧

表 4.5 運転・維持管理業務一覧

施設名称	運転及び維持管理												物品その他 調達・管理		長期 更新 計画 策定
	運転管理			水質 管理	保守 点検	修繕	保全 管理	計測	危機 管理	臨機 の 措置	環境 整備	見学 者対 応	電力・ 薬品	その他	
	監視	操作	その他												
芝川監視所	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第1予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第2予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
削水槽施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第3予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
貫戸揚水機場		○			○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
滝戸監視所													○	-	
農業用水施設 ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業用水施設 ^{※2}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
農業用水施設 ^{※3}		○											-		
その他施設 ^{※4}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
新ポンプ場 ^{※5 ※6}	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
蒲原取水場	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
富士川浄水場 ^{※6}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
厚原浄水場 ^{※6}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
大楽窪受水槽	○				○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
愛染調圧弁室	○				○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
流量計					○	○	○			○			-		○
電気防食設備					○	○	○			○			-		○
静清サテライト	○												-		

施設名称	運転及び維持管理												物品その他 調達・管理		長期 更新 計画 策定
	運転管理			水質 管理	保守 点検	修繕	保全 管理	計測	危機 管理	臨機 の 措置	環境 整備	見学 者対 応	電力・ 薬品	その他	
	監視	操作	その他												
芝川監視所	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第1予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第2予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
削水槽施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
貫戸揚水機場		○			○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
滝戸監視所													○	-	
農業用水施設 ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業用水施設 ^{※2}		○											-		
その他施設 ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
新ポンプ場 ^{※4 ※5}	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
蒲原取水場	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
富士川浄水場 ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
厚原浄水場 ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
大楽窪受水槽	○				○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
愛染調圧弁室	○				○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
流量計					○	○	○			○			-		○
電気防食設備					○	○	○			○			-		○
静清サテライト	○												-		

- ※1 円筒落差施設、下堀連絡用水路施設。
- ※2 水路施設（管路は対象外）、放水路施設。
- ※3 上中下堀分水施設、中堀分水施設、下堀分水施設。
- ※4 ※1、2、3を除く施設。
- ※5 新ポンプ場の場外配管は業務範囲外とする。また、第1期には新ポンプ場は含まない。
- ※6 各施設の場内配管は、点検、塗装並びに弁類の操作及び清掃を業務範囲とする。

- ※1 円筒落差施設、下堀連絡用水路施設。
- ※2 水路施設、放水路施設、上中下堀分水施設、中堀分水施設、下堀分水施設。
- ※3 ※1、2を除く施設。
- ※4 新ポンプ場の場外配管は業務範囲外とする。また、第1期には新ポンプ場は含まない。
- ※5 各施設の場内配管は、点検、塗装並びに弁類の操作及び清掃を業務範囲とする。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）	要求水準書（令和6年1月公表版）
<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (1) 運転管理業務 ⑭ 着水井、沈砂池の排砂作業、沈澱池の汚泥引抜作業（<u>産業廃棄物としての汚泥運搬・処分は対象外</u>）、清掃（富士川浄水場・厚原浄水場・滝戸監視所含む）、配水池の清掃（厚原浄水場）</p>	<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (1) 運転管理業務 ⑭ 着水井、沈砂池の排砂作業、沈砂池、沈澱池の汚泥引抜作業、清掃（富士川浄水場・厚原浄水場・滝戸監視所含む）、配水池の清掃（厚原浄水場）</p>
<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (2) 水質管理業務 ⑧ その他 ア 水源地（山梨県）における水質検査^{※2} [採水のみ] ※採水箇所は県と調整のこと。また、検査結果については運転・維持管理事業者側でも確認をすること。 イ 臨時の水質検査 緊急を要する検査にあたっては、運転・維持管理事業者側において自ら検査を行う又は外部発注等を行い速やかに実施すること。 ※1 事業個所にて県が所有する検査機器を共用することは差し支えないため、県と調整のこと。 ※2 県が所有する検査機器を使用して、県側にて検査を行うため採水のみ行い配送すること。</p>	<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (2) 水質管理業務 ⑧その他 ア 水源地（山梨県）における水質検査^{※2} [採水のみ] ※採水箇所は県と調整のこと。また、検査結果については運転・維持管理事業者側でも確認をすること。 イ 臨時の水質検査※2 緊急を要する検査にあたっては、運転・維持管理事業者側において自ら検査を行う又は外部発注等を行い速やかに実施すること。 ※1 事業個所にて県が所有する検査機器を共用することは差し支えないため、県と調整のこと。 ※2 県が所有する検査機器を使用して、県側にて検査を行うため採水のみ行い配送すること。</p>
<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (6) 計測業務 ⑥ 井戸水位（県1号井、県5号井）</p>	<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (6) 計測業務 ⑥ 井戸水位（富士市内、県1号井、県5号井）</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）	要求水準書（令和6年1月公表版）																												
<p>4.6.1. 運転及び維持管理業 （8） 臨機の措置</p> <p>① 県は、災害防止、不可抗力及び運転・維持管理事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合、運転・維持管理事業者に対して「臨機の措置」として緊急点検又は応急復旧等を指示できるものとする。</p> <p>② 運転・維持管理事業者が、上記①により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は、<u>長期包括運営委託契約第33条第4項及び第5項の定めによるものとする。</u></p>	<p>4.6.1. 運転及び維持管理業 （8） 臨機の措置</p> <p>① 県は、災害防止、不可抗力及び運転・維持管理事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合、運転・維持管理事業者に対して「臨機の措置」として緊急点検又は応急復旧等を指示できるものとする。</p> <p>② 運転・維持管理事業者が、上記①により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は、県がこれを負担するものとする。</p>																												
<p>4.6.2. 物品その他の調達及び管理業務</p> <p style="text-align: center;">表 4.20 ユーティリティ調達の役割分担及び費用負担</p> <table border="1" data-bbox="192 724 1111 1010"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>電気</th> <th>水道</th> <th>ガス</th> <th>電話・通信^{※2}</th> <th>薬品</th> <th>ガソリン・軽油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒲原取水場 (上記以外)</td> <td>県</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>県^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 富士川浄水場の電力は県が調達するが、運転・維持管理事業者が使用する執務室については、運転・維持管理事業者においてメーターを設置し、県に対して当該執務室分相当の電気料金を負担金として支払うこと。</p> <p>※2 運転・維持管理事業者は業務実施にあたり必要な電話回線・携帯電話回線等を自ら確保し、費用負担すること。なお、既設又は本事業において工事請負事業者が新たに敷設する固定電話・通信回線を使用する場合には県が費用負担する。</p> <p>※3 電気自動車を使用する場合。</p> <p>※4 蒲原取水場の自家発電機の燃料として使用する軽油は県が調達。</p>	場所	電気	水道	ガス	電話・通信 ^{※2}	薬品	ガソリン・軽油	蒲原取水場 (上記以外)	県	県	—	県	—	県 ^{※4}	<p>4.6.2. 物品その他の調達及び管理業務</p> <p style="text-align: center;">表 4.20 ユーティリティ調達の役割分担及び費用負担</p> <table border="1" data-bbox="1173 724 2092 1010"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>電気</th> <th>水道</th> <th>ガス</th> <th>電話・通信^{※2}</th> <th>薬品</th> <th>ガソリン・軽油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒲原取水場 (上記以外)</td> <td>県</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 富士川浄水場の電力は県が調達するが、運転・維持管理事業者が使用する執務室については、運転・維持管理事業者においてメーターを設置し、県に対して当該執務室分相当の電気料金を負担金として支払うこと。</p> <p>※2 運転・維持管理事業者は業務実施にあたり必要な電話回線・携帯電話回線等を自ら確保し、費用負担すること。なお、既設又は本事業において工事請負事業者が新たに敷設する固定電話・通信回線を使用する場合には県が費用負担する。</p> <p>※3 電気自動車を使用する場合。</p>	場所	電気	水道	ガス	電話・通信 ^{※2}	薬品	ガソリン・軽油	蒲原取水場 (上記以外)	県	県	—	県	—	—
場所	電気	水道	ガス	電話・通信 ^{※2}	薬品	ガソリン・軽油																							
蒲原取水場 (上記以外)	県	県	—	県	—	県 ^{※4}																							
場所	電気	水道	ガス	電話・通信 ^{※2}	薬品	ガソリン・軽油																							
蒲原取水場 (上記以外)	県	県	—	県	—	—																							

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）					要求水準書（令和6年1月公表版）																																												
4.6.3. 長期更新計画策定業務 ④運転・維持管理事業者は、令和10年度から令和19年度までを対象期間として、県が別途策定する第6期長期修繕計画の策定に当たり、業務期間中に知り得た情報の提供を行うなど協力すること。なお、県は令和9年度に第6期長期修繕計画の策定に着手する予定である。また、県が策定した第6期長期修繕計画は、運転・維持管理事業者からの長期更新計画の素案及び最終的な計画の提出を受けて、内容を随時更新する予定である。					4.6.3. 長期更新計画策定業務 ④運転・維持管理事業者は、令和10年度から令和19年度までを対象期間として、県が別途策定する第5期長期修繕計画の策定に当たり、業務期間中に知り得た情報の提供を行うなど協力すること。なお、県は令和9年度に第5期長期修繕計画の策定に着手する予定である。また、県が策定した第5期長期修繕計画は、運転・維持管理事業者からの長期更新計画の素案及び最終的な計画の提出を受けて、内容を随時更新する予定である。																																												
4.7. 業務書類等 表 4.21 運転・維持管理業務に係る提出書類一覧					4.7. 業務書類等 表 4.21 運転・維持管理業務に係る提出書類一覧																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">提出書類</th> <th rowspan="2">提出期限</th> <th colspan="2">県</th> </tr> <tr> <th>承認</th> <th>確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通</td> <td>業務従事者届（業務分担等を含む。）</td> <td>運転・維持管理業務の開始までに</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転・維持管理体制^{※3}</td> <td>運転・維持管理業務の開始までに</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転・維持管理マニュアル</td> <td>運転・維持管理業務の開始までに <u>（ただし、新ポンプ場に関する運転・維持管理マニュアルは新ポンプ場の試運転の開始までに）。改定の都度、最新版を提出</u></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					区分	提出書類	提出期限	県		承認	確認	共通	業務従事者届（業務分担等を含む。）	運転・維持管理業務の開始までに		○	運転・維持管理体制 ^{※3}	運転・維持管理業務の開始までに		○	運転・維持管理マニュアル	運転・維持管理業務の開始までに <u>（ただし、新ポンプ場に関する運転・維持管理マニュアルは新ポンプ場の試運転の開始までに）。改定の都度、最新版を提出</u>		○	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">提出書類</th> <th rowspan="2">提出期限</th> <th colspan="2">県</th> </tr> <tr> <th>承認</th> <th>確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通</td> <td>業務従事者届（業務分担等を含む。）</td> <td>運転・維持管理業務の開始までに</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転・維持管理体制^{※3}</td> <td>運転・維持管理業務の開始までに</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転・維持管理マニュアル</td> <td>運転・維持管理業務の開始までに</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					区分	提出書類	提出期限	県		承認	確認	共通	業務従事者届（業務分担等を含む。）	運転・維持管理業務の開始までに		○	運転・維持管理体制 ^{※3}	運転・維持管理業務の開始までに		○	運転・維持管理マニュアル	運転・維持管理業務の開始までに		○
区分	提出書類	提出期限	県																																														
			承認	確認																																													
共通	業務従事者届（業務分担等を含む。）	運転・維持管理業務の開始までに		○																																													
	運転・維持管理体制 ^{※3}	運転・維持管理業務の開始までに		○																																													
	運転・維持管理マニュアル	運転・維持管理業務の開始までに <u>（ただし、新ポンプ場に関する運転・維持管理マニュアルは新ポンプ場の試運転の開始までに）。改定の都度、最新版を提出</u>		○																																													
区分	提出書類	提出期限	県																																														
			承認	確認																																													
共通	業務従事者届（業務分担等を含む。）	運転・維持管理業務の開始までに		○																																													
	運転・維持管理体制 ^{※3}	運転・維持管理業務の開始までに		○																																													
	運転・維持管理マニュアル	運転・維持管理業務の開始までに		○																																													

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）

要求水準書（令和6年1月公表版）

4.7. 業務書類等

4.7. 業務書類等

表 4.21 運転・維持管理業務に係る提出書類一覧

表 4.21 運転・維持管理業務に係る提出書類一覧

区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認
維持管理	厚原浄水場汚泥処理施設に係る業務日報	<u>翌営業日以内</u>		○
	セルフモニタリング実施報告書（週次）	翌週第1営業日 <u>以内</u>	○	
	業務月報 ^{※2}	翌週第 <u>5営業日</u> 以内		○
	セルフモニタリング実施報告書（四半期）	各四半期終了翌月の5営業日以内	○	

区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認
維持管理	厚原浄水場汚泥処理施設に係る業務日報	翌日までに		○
	セルフモニタリング実施報告書（週次）	翌週第1営業日までに	○	
	業務月報 ^{※2}	翌週第5日までに		○
	セルフモニタリング実施報告書（四半期）	各四半期終了翌月の5営業日以内	○	

※1 提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで

※1 提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで

※2 [表 4.22](#) 参照

※2 [表 5.21](#) 参照

※3 長期包括運営委託契約書第 15 条参照

※3 長期包括運営委託契約書第 15 条参照

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）	要求水準書（令和6年1月公表版）												
<p>4.12. 技術者等の配置</p> <p>①総括責任者</p> <p>運転・維持管理事業者は、次のア又はイのいずれかの資格を保有し、かつ上水道事業又は工業用水道事業における公称施設能力日量 10,000m³以上の能力を有する浄水場の運転・維持管理の実務経験3年以上の者を、下記（ア）及び（イ）の資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有する総括責任者として1名以上専任（ただし、ポンプ設備の責任者、<u>電気主任技術者、廃棄物処理施設技術者、長期更新計画策定の技術者、エネルギー管理員、水質検査の従事者、その他必要となる有資格者</u>との兼務を認める。）で配置すること。</p>	<p>4.12. 技術者等の配置</p> <p>①総括責任者</p> <p>運転・維持管理事業者は、次のア又はイのいずれかの資格を保有し、かつ上水道事業又は工業用水道事業における公称施設能力日量 10,000m³以上の能力を有する浄水場の運転・維持管理の実務経験3年以上の者を、下記（ア）及び（イ）の資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有する総括責任者として1名以上専任（ただし、ポンプ設備の責任者との兼務は認める。）で配置すること。</p>												
<p>4.12. 技術者等の配置</p> <p>イ 廃棄物処理施設技術管理者</p> <table border="1" data-bbox="192 724 1055 847"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>資格等</th> <th>実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>技術士（化学部門、<u>上下水道</u>部門、又は衛生工学部門）</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	No.	資格等	実務経験	1	技術士（化学部門、 <u>上下水道</u> 部門、又は衛生工学部門）	不要	<p>4.12. 技術者等の配置</p> <p>イ 廃棄物処理施設技術管理者</p> <table border="1" data-bbox="1171 724 2033 847"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>資格等</th> <th>実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>技術士（化学部門、水道部門、又は衛生工学部門）</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	No.	資格等	実務経験	1	技術士（化学部門、水道部門、又は衛生工学部門）	不要
No.	資格等	実務経験											
1	技術士（化学部門、 <u>上下水道</u> 部門、又は衛生工学部門）	不要											
No.	資格等	実務経験											
1	技術士（化学部門、水道部門、又は衛生工学部門）	不要											
<p>4.12. 技術者等の配置</p> <p>エ エネルギー管理員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川浄水場 1名 ・新ポンプ場 1名（令和12年度のみ） <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき、富士川浄水場と新ポンプ場にそれぞれ異なるエネルギー管理員を選任すること。</u> エネルギー管理士の免状を有する者又はエネルギー管理講習の修了者であること。なお、エネルギー管理員は県が開催する省エネ推進会議に必要な報告資料作成や同会議への出席を行うこと。</p>	<p>4.12. 技術者等の配置</p> <p>エ エネルギー管理員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川浄水場 1名 ・新ポンプ場 1名（令和12年度のみ） <p>エネルギー管理士の免状を有する者又はエネルギー管理講習の修了者であること。なお、エネルギー管理員は県が開催する省エネ推進会議に必要な報告資料作成や同会議への出席を行うこと。</p>												

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（令和6年5月公表版）			要求水準書（令和6年1月公表版）		
別紙1 図表2-7 旧東駿河湾工業用水道主要諸元表 (前略)			別紙1 図表2-7 旧東駿河湾工業用水道主要諸元表 (前略)		
契約状況	給水ユーザー数	93件（令和5年3月25日時点）	契約状況	給水ユーザー数	93件（令和5年3月25日時点）
	契約水量	297,704 m ³ /日（令和5年3月25日時点）		契約水量	297,704 m ³ /日（令和5年3月25日時点）
	契約率	38%（令和5年3月25日時点）		契約率	39%（令和5年3月25日時点）
(後略)			(後略)		
別紙4 施設（設備）一覧表及び耐用年数一覧表 ※差替（土木構造物、建築施設の追加）			別紙4 施設（設備）一覧表及び耐用年数一覧表		

以上